

西予市生き生きシニアポイントモデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、元気な高齢者が福祉施設やサロン等でのボランティア活動を行うことにより、本人の健康づくりと、地域貢献を通じた生きがいくくり及び社会参加の促進を図り、もって介護予防の促進と生き生きとした地域社会づくりを目的とした、西予市生き生きシニアポイントモデル事業(以下「ポイントモデル事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 ポイントモデル事業は、西予市野村地区内において、第4条に掲げる活動を行う対象者に対してポイントを付与し、当該ポイントを商品券に交換する事業とする。

(実施期間)

第3条 ポイントモデル事業の実施期間は、平成29年4月1日より平成30年3月30日までとする。

2 西予市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、ポイントモデル事業を翌年度も継続して実施することにより介護予防の促進に効果があると期待できる場合、ポイントモデル事業または同様の事業を継続して実施できることとする。

(ポイント付与対象活動)

第4条 ポイントモデル事業のポイントの付与の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長が別に定める介護保険関連施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等におけるボランティア活動
- (2) ふれあい・いきいきサロンにおけるボランティア活動
- (3) 地域包括支援センターが実施する介護予防教室等におけるボランティア活動
- (4) その他会長が認める活動

(対象者)

第5条 ポイントモデル事業の対象となる者は、西予市野村地区に在住する60歳以上の者とする。

(対象者の登録等)

第6条 ポイントモデル事業を利用しようとする対象者は、登録申請

書（様式第1号）により会長に申請するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による登録申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、台帳に登録し、せいよシニアいきいきボランティアポイント手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。
- 3 会長は登録を行った対象者（以下「シニアボランティア」という。）について、株式会社福祉保険サービスのボランティア活動保険の加入手続きを行うこととする。
- 4 ポイントモデル事業または同様の事業を翌年度以降も実施する場合、シニアボランティアより特に申し出の無い場合は、継続して登録を行うこととする。

（養成講座）

第7条 シニアボランティアは既に受講済みの者を除き、介護サポーター養成講座（以下「養成講座」という。）を1回以上受講しなければならない。

- 2 会長は、養成講座を修了した者に対し、手帳に当該講座を修了した旨の表示を行うこととする。

（シニアボランティア受入施設の指定）

第8条 シニアボランティアをボランティアとして受入れようとする介護保険関連施設、障がい者福祉施設等（以下「受入施設」という。）は、指定申請書（様式第2号）を会長に提出し、指定を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により指定したときは、所定の通知書（様式第3号）により当該申請をした受入施設に通知するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により指定した受入施設について、以下の項目を公表するものとする。

（1）受入施設名

（2）ボランティア受入活動内容

（3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

- 4 受入施設は、指定した内容に変更が生じたときは、その旨会長へ速やかに届け出なければならない。
- 5 ポイントモデル事業または同様の事業を翌年度以降も継続する実施する場合、受入施設より特に申し出の無い場合は、継続して指定を行うこととする。

(ポイントの付与)

第9条 会長及び受入施設の代表者は、シニアボランティアが対象活動に参加した実績に基づき、別表に定めるところによりポイントを付与し、手帳に指定のシールを貼付するものとする。

2 ポイントの付与基準は、別表のとおりとする。

3 シニアボランティアが手帳を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとする。この場合において、それまでに貼付されたシールは失効するものとする。

(ポイントの取扱い)

第10条 ポイントは、第三者に対し譲渡することはできない。

2 商品券に交換しなかったポイントについて、ポイントモデル事業または同様の事業が翌年度も継続して実施される場合、翌年度に繰り越すことができるものとする。

(商品券への交換)

第11条 累積したポイントを商品券に交換しようとする者は、所定の申請書(様式第4号)に手帳を添えて、会長に提出をするものとする。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、累積したポイントを10ポイントあたり500円の地元商工会の発行する商品券と交換するものとする。ただし、交換できる商品券は100ポイント(5,000円)を限度とする。

3 第1項による申請書の提出期限は、会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第12条 シニアボランティア及び受入施設は、活動を行って知り得た個人に関する情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。活動を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

1 時間以上から 2 時間未満の活動	1 ポイント
2 時間以上の活動	2 ポイント

- ※ 1 回の活動に対するポイントの上限は、2 ポイントまでとする。
- ※ 商品券に交換しなかったポイントについては、翌年度に繰り越すことができるものとする。(申請の際に、500 円に満たないポイントを含む。)